

四半期報告書

(第15期第3四半期)

国際石油開発帝石株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	8
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月9日

【四半期会計期間】 第15期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 隆之

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 広報・IRユニットジェネラルマネージャー 細野宗宏

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 広報・IRユニットジェネラルマネージャー 細野宗宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第3四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自 2020年1月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日
売上高 (百万円)	592,798	1,000,005
経常利益 (百万円)	199,000	511,088
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失(△) (百万円)	△125,427	123,550
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△235,531	72,892
純資産額 (百万円)	3,018,776	3,297,176
総資産額 (百万円)	4,634,230	4,849,995
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (円)	△85.90	84.61
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	59.5	62.7

回次	第15期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△3.17

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 2019年6月25日開催の第13回定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第14期は2019年4月1日から2019年12月31日の9ヶ月間となっております。
4 第14期の決算期変更により、第14期第3四半期連結財務諸表を作成していないため、第14期第3四半期連結累計期間及び第14期第3四半期連結会計期間の主要な経営指標の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものであります。)

1 石油・天然ガス開発事業の特徴及びリスクについて

(6) 災害・事故等のリスク

石油・天然ガス開発事業には、探鉱、開発、生産、輸送等の各段階において操業上の事故や災害等が発生するリスクがあります。このような事故や災害等が生じた場合には、保険により損失補填される場合を除き設備の損傷によるコストが生じ、更には、人命にかかる重大な事故又は災害等となる危険性があり、その復旧に要する費用負担や操業が停止することによる機会損失等が生じることがあります。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行・拡大により、操業に必要な従業員等の不足、資機材・サービス等の調達や生産物の輸送の困難、産油国政府による操業停止の指示・命令、共同事業を行っている場合のパートナーの方針変更等が生じた場合には、一部又は全部の操業が停止・遅延する可能性があります。国内天然ガス事業においては、2010年1月以降、輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しており、更に2013年8月以降、直江津LNG基地において輸入LNGを原料ガスとして購入しておりますが、当該輸入LNG気化ガス・輸入LNGの購入先及び直江津LNG基地における事故、トラブルなどにより輸入LNG原料ガスの調達ができない場合、あるいはパイプラインネットワーク上における事故、トラブルなどによりパイplineの操業が困難になる場合には、当社顧客へのガス供給に支障をきたすなど、当社の国内天然ガス事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、環境問題に関しては、土壤汚染、大気汚染及び水質・海洋汚染等が想定されます。当社グループでは、「環境安全方針」を定め、当該国における環境関連法規、規則及び基準等を遵守することは勿論のこと、自主的な基準を設け環境に対して充分な配慮を払い一つ作業を遂行しておりますが、何らかの要因により環境に対して影響を及ぼすような作業上の事故や災害等が生じた場合には、その復旧等のための対応若しくは必要な費用負担が発生したり、民事上、刑事上又は行政上の手続等が開始されてそれに伴う手続関連費用や損害賠償等の金銭の支払い義務が生じたり、操業停止による損失等が生じたりすることがあります。さらに、当該国における環境関連法規、規則及び基準等（新エネルギー・再生可能エネルギー等の支援策を含む。）が将来的に変更や強化された場合には、当社グループにとって追加的な対応策を講じる必要やそのための費用負担が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、作業を実施するにあたっては、損害保険を付保することとしておりますが、いずれの場合も、当該事故・災害等が当社グループの故意又は過失に起因する場合には、費用負担の発生により業績に悪影響を及ぼす可能性があり、また、行政処分や当社グループの石油・天然ガス開発会社としての信頼性や評判が損なわれることによって、将来の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 原油価格（油価）、天然ガス価格、外国為替、及び金利の変動が業績に与える影響について

(1) 油価、天然ガス価格の変動が業績に与える影響

油価並びに海外事業における天然ガス価格の大部分は国際市況により決定され、また、その価格は国際的又は地域的な需給、世界経済（感染症等の世界的な流行・拡大による経済活動の縮小の影響を含みます。）や金融市場の状況、さらには、産油国政府の方針や産油国間における生産量等に関する合意の動向を含む多様な要素の影響も受け著しく変動します。かかる事象は当社により管理可能な性質のものではなく、将来の油価、天然ガス価格の変動を正確に予測することはできません。当社グループの売上・利益は、かかる価格変動の影響を大きく受けます。その影響は大変複雑で、その要因としては以下の点が挙げられます。

① 海外事業における大部分の天然ガスの販売価格は、油価に連動していますが正比例していませ

ん。

② 売上・利益は売上計上時の油価・天然ガス価格を基に決定されているため、実際の取引価格と期中の平均油価は必ずしも一致しません。

国内における天然ガス事業は、国産天然ガス及び輸入LNGを原料としており、LNG市場価格の変動が原料価格及び販売価格に対して影響を及ぼします。また、電力・ガスシステム改革に伴う競争環境の変化が、天然ガス販売価格や天然ガス販売量に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループが保有する事業資産は、今後市況の変動等に基づく事業環境の変化等に伴い、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、その回収可能性の程度を反映させるように事業資産の帳簿価額を減額し、その減少額を減損損失とすることとなるため、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)財政状態及び経営成績の状況

前連結会計年度より当社及び従来3月決算であった国内連結子会社の決算日を3月31日から12月31日に変更し、当社と連結子会社の決算日を12月31日に統一しました。

以下、増減については「前年同一期間」との比較で記載しています。（前年同一期間とは、当第3四半期連結累計期間（2020年1月1日から9月30日）に対応する期間（2019年1月1日から9月30日）を指します。）

（単位：百万円）

	前年同一期間	当第3四半期 連結累計期間	増減額	増減率(%)
売上高	844,635	592,798	△251,836	△29.8
営業利益	399,434	191,298	△208,136	△52.1
経常利益	405,060	199,000	△206,059	△50.9
親会社株主に帰属する四半期純損益	121,666	△125,427	△247,093	—

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、このところ持ち直しの動きがみられます。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されます。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格について、代表的指標のひとつであるブレント原油（期近物の終値ベース）について当期は1バレル当たり66.25米ドルから始まりました。1月下旬から主に中国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕在化したことで世界経済への悪影響が意識され、原油価格は下落基調となりました。その後、産油国による協調減産への期待が高まり、値を上げる場面もありましたが、3月6日に開かれたOPEC及びOPEC非加盟国（OPEC+）間協議では本年4月以降の協調減産延長が決裂し、同月末には20米ドル台前半まで急落しました。4月にはOPEC+の緊急会合が開かれ、本年5月以降の新たな協調減産の枠組みが合意されました。新型コロナウイルスの蔓延により世界の石油需要が急減する中において需給改善には協調減産量が不十分との見方が強く、また同ウイルスの拡大による世界各国での経済活動の大幅な停滞が重荷となり、一時19.33米ドルまで落ち込みました。5月に入ると、中国を始めとして各国の経済活動が徐々に再開され、さらに6月6日に開催されたOPEC+会合で同5月及び6月の協調減産枠を本年7月末まで延長することが合意されたことから、原油価格は6月末にかけて40米ドル前後の水準まで緩やかに上昇しました。7月から8月にかけては、各一部の経済指標の改善や欧州連合（EU）首脳が7,500億ユーロ規模の新型コロナウイルス復興基金設立で合意したこと、低油価により米国の原油生産量が減少する一方で同国の原油在庫が減少傾向にあったこと等が原油の需給引き締めに繋がると原油市場で意識され、7月に42.03米ドルで始まった原油価格は8月の最終営業日には45.28米ドルまで上昇しました。

他方、9月に入ると欧州やインドにおいて新型コロナウイルスの感染が拡大している中、米国のドライブシーズンが終了したことと相まって、一時期、39.61米ドルまで値を下げ、その後も原油価格を上昇させる材料に乏しく、当期は最終的に40.95米ドルで終えております。なお、当第3四半期連結累計期間の原油の当社グループ販売平均価格は、39.30米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当第3四半期連結累計期間は1米ドル108円台で始まりました。2月にかけては好調な米経済指標を受けてドル買いが進み、一時的に112円台まで上昇したものの、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて米国経済への懸念が高まると、ドル売りが進み107円台まで下落しました。その後は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた世界的な金融市場の混乱から大きく乱高下する展開が続きました。4月以降、各国で新型コロナウイルスの新規感染者数が減少に転じ、金融市場が落ち着きを取り戻すと109円台までドル買いが進みましたが、新型コロナウイルス感染拡大の第二波への警戒感が高まると、6月末にかけては再び円高に転じました。その後も、FRBによる金融緩和拡大期待の高まりや米国株式市場の下落などを受けて一時的に104円台まで円高が進む場面も見られましたが、9月末にかけて105円を挟んだ小幅なレンジでの推移を継続しました。期末公示仲値(TTM)は、前期末から3円74銭円高の105円81銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前年同一期間に比べ、1円69銭円高の1米ドル107円70銭となりました。

このような事業環境の中、当第3四半期連結累計期間は、販売数量は増加したものの、油価の下落により、売上高は前年同一期間比2,518億円、29.8%減の5,927億円となりました。このうち原油売上高は前年同一期間比2,362億円、37.7%減の3,903億円、天然ガス売上高は前年同一期間比125億円、6.1%減の1,920億円です。当第3四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同一期間比4,334千バレル、4.9%増の92,214千バレルとなり、天然ガスは前年同一期間比36,286百万立方フィート、11.8%増の343,758百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同一期間比39,563百万立方フィート、16.0%増の287,297百万立方フィート、国内天然ガスは、前年同一期間比88百万立方メートル、5.5%減の1,513百万立方メートル、立方フィート換算では56,462百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり39.30米ドルとなり、前年同一期間比25.83米ドル、39.7%下落、海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり3.70米ドルとなり、前年同一期間比0.48米ドル、11.5%下落、また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり49円71銭となり、前年同一期間比6円19銭、11.1%下落しております。売上高の平均為替レートは1米ドル107円70銭となり、前年同一期間比1円69銭、1.5%の円高となりました。

売上高の減少額2,518億円を要因別に分析しますと、販売数量の増加により436億円の増収、平均単価の下落により2,847億円の減収、売上の平均為替レートが円高となったことにより77億円の減収、他の売上高が30億円の減収となりました。

一方、売上原価は前年同一期間比307億円、8.3%減の3,394億円、探鉱費は前年同一期間比138億円、70.0%減の59億円、販売費及び一般管理費は前年同一期間比9億円、1.7%増の561億円です。以上の結果、営業利益は前年同一期間比2,081億円、52.1%減の1,912億円となりました。

営業外収益は持分法による投資利益の増加等により前年同一期間比60億円、17.0%増の412億円、営業外費用は前年同一期間比39億円、13.3%増の335億円となりました。この結果、経常利益は前年同一期間比2,060億円、50.9%減の1,990億円となりました。

特別損失は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響等を受けた油価の下落等に基づく事業環境の悪化により減損損失1,912億円を計上し前年同一期間比1,858億円の増加、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は前年同一期間1,553億円、54.7%減の1,287億円、非支配株主に帰属する四半期純利益は44億円です。以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,254億円（前年同一期間は親会社株主に帰属する四半期純利益1,216億円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	売上高			セグメント損益		
	前年 同一期間	当第3四半期連結累計 期間	増減率 (%)	前年 同一期間	当第3四半期連結累計 期間	増減率 (%)
日本	107,190	88,376	△17.6	19,631	16,472	△16.1
アジア・オセアニア	195,472	166,358	△14.9	92,516	39,816	△57.0
ユーラシア(欧州・NIS諸国)	72,015	52,359	△27.3	16,751	3,169	△81.1
中東・アフリカ	460,076	274,595	△40.3	289,703	144,169	△50.2
米州	9,881	11,108	12.4	△8,447	△2,008	△76.2
報告セグメント計	844,635	592,798	△29.8	410,155	201,619	△50.8
調整額	—	—	—	△10,720	△10,321	△3.7
合計	844,635	592,798	△29.8	399,434	191,298	△52.1

①日本

ガス価の下落により、売上高は前年同一期間比188億円、17.6%減の883億円となり、営業利益は前年同一期間比31億円、16.1%減の164億円となりました。

②アジア・オセアニア

油価の下落により、売上高は前年同一期間比291億円、14.9%減の1,663億円となり、営業利益は前年同一期間比526億円、57.0%減の398億円となりました。

③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

油価の下落により、売上高は前年同一期間比196億円、27.3%減の523億円となり、営業利益は前年同一期間比135億円、81.1%減の31億円となりました。

④中東・アフリカ

油価の下落により、売上高は前年同一期間比1,854億円、40.3%減の2,745億円となり、営業利益は前年同一期間比1,455億円、50.2%減の1,441億円となりました。

⑤米州

原油販売数量の増加により、売上高は前年同一期間比12億円、12.4%増の111億円となり、営業損失は前年同一期間比64億円、76.2%減の20億円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における総資産は4兆6,342億円となり、前連結会計年度末の4兆8,499億円と比較して2,157億円の減少となりました。流動資産は3,709億円で、受取手形及び売掛金の減少等により前連結会計年度末と比較して488億円の減少となりました。固定資産は4兆2,632億円で、有形固定資産及び無形固定資産の減少等により前連結会計年度末と比較して1,668億円の減少となりました。

一方、負債は1兆6,154億円となり、前連結会計年度末の1兆5,528億円と比較して626億円の増加となりました。このうち流動負債は3,809億円で、前連結会計年度末比205億円の減少、固定負債は1兆2,345億円で、前連結会計年度末比832億円の増加となりました。

純資産は3兆187億円となり、前連結会計年度末比2,783億円の減少となりました。このうち、株主資本は2兆5,535億円で、前連結会計年度末比1,692億円の減少となりました。その他の包括利益累計額は2,059億円で、前連結会計年度末比1,120億円の減少、非支配株主持分は2,592億円で、前連結会計年度末比28億円の増加となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際大手石油会社の上位を目指す我が國の中核的企業としてのプレゼンス、オペレーター事業を通じて培った高い水準の技術力等を最大限に活かし、今後も世界各地で積極的にプロジェクトを推進することで、我が国向けエネルギーの安定供給と石油・天然ガスの自主開発比率向上に貢献します。さらに、環境・社会・ガバナンスの各分野で責任ある取り組みを進めることで、石油・天然ガス上流事業に加え、再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギーの開発・生産・供給を持続可能な形で実現することを通じて企業価値を向上させ、より豊かな社会づくりに貢献してまいります。

②財産の有効な活用及び不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、資本効率性・財務健全性を意識しつつ、強固な財務体質を活かして、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動及び供給インフラの整備・拡充等への成長投資を行います。当社グループは、プロジェクトが生み出すキャッシュを、成長投資と株主還元にバランスよく配分することで、新たなキャッシュの創出と株主価値の増大を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、当社は、上記①の方針に基づき、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。

その内容としては、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部又は一部の処分等、iii)当社の目的及び当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、当社の株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（以下、「甲種類株主総会」という）の決議が必要とされております。ただし、i)取締役の選解任及びiv)統合については、定款に定める一定の要件を充たす場合に限り、甲種類株主総会の決議が必要とされております。甲種類株主総会における議決権の行使に関しては、甲種類株主が令和元年経済産業省告示第37号に定める甲種類株式の議決権行使の基準に則り、議決権を行使できるものとしております。

当該基準では、上記i)及びiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)及びvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部又は一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。なお、当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、従って甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も令和元年経済産業省告示第37号に定める経済産業大臣による甲種類株式の議決権行使の基準に則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、その影響が必要最小限にとどまるよう設計されておりますので、上記①の方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

(3)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は334百万円であります。

(4)従業員数

提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、主に日本国内における契約社員の従業員への転換および本社における新卒採用による増加などにより、当第3四半期会計期間末の従業員数は下記のとおりとなっております。

2020年9月30日現在

セグメントの名称	前事業年度末(人)	当第3四半期会計期間末(人)	増減(人)
日本			
アジア・オセアニア			
ユーラシア（欧州・NIS諸国）	953	1,096	143
中東・アフリカ			
米州			
全社（共通）	256	276	20
合計	1,209	1,372	163

(注) 1 当社グループは、多くの部門において、同一の従業員が複数の地域の事業に従事しております。

2 全社（共通）には、総務部門、経理部門等の管理部門の従業員が含まれております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
甲種類株式	1
計	3,600,000,001

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,462,323,600	1,462,323,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、100株であります。その内容の詳細は(注)1をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株式数は、1株であります。その内容の詳細は(注)2及び3をご参照下さい。
計	1,462,323,601	1,462,323,601	—	—

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

2 剰余金の配当及び中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当又は中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当又は中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。

3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。

4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株式の株主による種類株主総会（甲種類株主総会）の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

- (1) 取締役の選任又は解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任又は解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任又は解任
- (2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合
- (3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、又はこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、及び当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)
- ① 当会社の目的
 - ② 当会社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当会社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の单一の株主又は单一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
 - ② 株式交換において当会社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の单一の株主又は单一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
 - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の单一の株主又は单一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当会社の株主への金銭の払い戻しを伴う当会社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当会社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任又は解任

取締役の選任又は解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任又は解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任又は解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。

甲種類株主は、取締役の選任又は解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において取締役を選任又は解任する旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任又は解任における100分の20要件が当該取締役の選任又は解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
 - ② 合併、株式交換、株式移転

当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件及び株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換又は株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。

甲種類株主は、当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。

5 甲種類株式の取得請求権及び取得条項に関する定め

- (1) 甲種類株主は、いつでも、当会社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当会社が甲種類株式を取得することを請求することができる。
- (2) 当会社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨及び相手先の名称を、事前に通知しなければならない。

- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株当たりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
- ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
 - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
 - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)。
 - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
 - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
 - ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者

- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。

- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
- ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
 - ロ 子会社以外の他の会社等に對して重要な融資を行っていること。
 - ハ 子会社以外の他の会社等に對して重要な技術を提供していること。
- ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称している。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
 - ② 単一の株主の配偶者、親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人、子会社若しくは関連会社、又は単一の株主の親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
 - ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社若しくはその意思決定機関を支配する個人、子会社若しくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
 - ④ 単一の株主の配偶者の子会社又は関連会社(単一の株主及びその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社又は関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
 - ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社又は関連会社(①に定める他の保有者及びその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社又は関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社又は当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資又は会社分割の実施後、当会社が、出資先会社又は会社分割における承継会社若しくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、及び担保設定その他の処分、並びに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分で、当該処分により当会社又は当会社子会社が受領する対価若しくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合又は直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転及び当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転又は第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社若しくは新設会社、株式交換若しくは株式移転における完全親会社、又は第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社又は当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口当たり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社又は新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口当たりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口当たりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割及び事業譲渡の場合、当会社又は当会社子会社が受領する対価は、当会社又は当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割又は事業譲渡において当会社又は当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合は、当該処分により当会社が受領する対価若しくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。
- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、又は、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者(②に該当する者を除く。)
 - ② 投資一任契約(金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約又は法律の規定に基づき、当会社株式に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注) 2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。)

当会社定款においては、(注) 2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、当社の役割が確保されると考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月30日	—	1,462,323,601	—	290,809	—	1,023,802

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記2に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,966,500	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,460,253,200	14,602,532	同上
単元未満株式	103,900	—	—
発行済株式総数	1,462,323,601	—	—
総株主の議決権	—	14,602,532	—

(注) 1 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2 「完全議決権株式(その他)」には、役員報酬BIP信託の保有する株式152,569株(議決権の数1,525個)が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	1,966,500	—	1,966,500	0.13
計	—	1,966,500	—	1,966,500	0.13

(注) 役員報酬BIP信託が保有する株式は上記の所有株式数に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 決算期変更について

2019年6月25日開催の第13回定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。決算期変更の経過期間となる第14期連結会計年度は、2019年4月1日から2019年12月31日の9か月決算となります。

これに伴い、前第3四半期連結財務諸表を作成していないため、前第3四半期連結累計期間については記載していません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	173,798	162,721
受取手形及び売掛金	148,765	84,760
たな卸資産	38,987	37,154
その他	72,020	98,861
貸倒引当金	△13,768	△12,566
流動資産合計	419,802	370,932
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	177,320	170,261
坑井（純額）	261,931	256,166
機械装置及び運搬具（純額）	1,254,865	1,241,569
土地	18,596	18,608
建設仮勘定	552,866	360,858
その他（純額）	9,790	26,587
有形固定資産合計	2,275,372	2,074,051
無形固定資産		
のれん	42,206	37,135
その他	493,124	408,008
無形固定資産合計	535,330	445,143
投資その他の資産		
投資有価証券	378,527	298,304
長期貸付金	718,976	918,573
生産物回収勘定	568,377	578,336
その他	23,718	21,664
貸倒引当金	△818	△591
生産物回収勘定引当金	△66,897	△69,762
探鉱投資引当金	△2,395	△2,423
投資その他の資産合計	1,619,489	1,744,102
固定資産合計	4,430,192	4,263,297
資産合計	4,849,995	4,634,230

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,798	20,298
短期借入金	166,831	214,219
未払法人税等	43,190	14,918
賞与引当金	1,334	—
役員賞与引当金	108	81
事業損失引当金	8,635	8,972
探鉱事業引当金	11,808	8,161
資産除去債務	780	527
その他	146,996	113,727
流動負債合計	401,483	380,906
固定負債		
長期借入金	950,948	1,035,402
株式給付引当金	42	63
特別修繕引当金	537	540
退職給付に係る負債	8,011	8,004
資産除去債務	136,101	140,282
その他	55,694	50,254
固定負債合計	1,151,334	1,234,546
負債合計	1,552,818	1,615,453
純資産の部		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	674,374	674,374
利益剰余金	1,763,034	1,593,796
自己株式	△5,432	△5,428
株主資本合計	2,722,786	2,553,552
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,570	△792
繰延ヘッジ損益	△18,128	△60,095
為替換算調整勘定	330,546	266,840
その他の包括利益累計額合計	317,988	205,952
非支配株主持分	256,400	259,272
純資産合計	3,297,176	3,018,776
負債純資産合計	4,849,995	4,634,230

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年1月1日
至 2020年9月30日)

売上高	592,798
売上原価	339,437
売上総利益	253,360
探鉱費	5,945
販売費及び一般管理費	56,117
営業利益	191,298
営業外収益	
受取利息	974
受取配当金	6,119
持分法による投資利益	28,158
その他	6,013
営業外収益合計	41,265
営業外費用	
支払利息	15,621
生産物回収勘定引当金繰入額	2,886
為替差損	7,307
その他	7,748
営業外費用合計	33,563
経常利益	199,000
特別損失	
減損損失	191,297
特別損失合計	191,297
税金等調整前四半期純利益	7,703
法人税、住民税及び事業税	145,698
法人税等調整額	△16,984
法人税等合計	128,713
四半期純損失(△)	△121,010
非支配株主に帰属する四半期純利益	4,417
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△125,427

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年1月1日
至 2020年9月30日)

四半期純損失(△)	△121,010
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△6,368
繰延ヘッジ損益	353
為替換算調整勘定	△63,920
持分法適用会社に対する持分相当額	△44,584
その他の包括利益合計	△114,521
四半期包括利益	△235,531
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△237,463
非支配株主に係る四半期包括利益	1,932

【注記事項】

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

当社グループの連結財務諸表は、資産・負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす経営者の見積り及び仮定を含んでいます。

これらの見積り及び仮定は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響や、産油国の動向等に起因する市況変動等について、当第3四半期連結累計期間末において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。但し、見積り及び仮定の不確実性により実際の結果は、これらの見積りや仮定と異なる結果となる可能性があります。

当社グループにおいて特に重要な影響を与える項目は、固定資産の減損の評価です。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

銀行借入等に対する債務保証等

	前連結会計年度 (2019年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
	百万円		百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	598,676	Ichthys LNG Pty Ltd	296,584
Tangguh Trustee※	29,742	Tangguh Trustee※	32,293
Japan Canada Oil Sands Limited	1,643	Japan Canada Oil Sands Limited	1,507
Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	799	Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	771
従業員(住宅資金借入)	18	従業員(住宅資金借入)	11
合計	630,879	合計	331,168

※ MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタンガーラNGプロジェクトの開発資金借入（このうち第3トレイン建設に係る借入については、権益比率に応じた当社分の保証負担額のみを記載しております。
(前連結会計年度：25,205百万円、当第3四半期連結会計期間：29,511百万円)）

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む）、のれんの償却額及び生産物回収勘定（資本支出）の回収額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
減価償却費	133,865百万円
のれん償却額	5,070百万円
生産物回収勘定（資本支出）の回収額	25,028百万円

(株主資本等関係)
当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,286	18	2019年12月31日	2020年3月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	7,200	2019年12月31日	2020年3月26日
2020年8月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	17,524	12	2020年6月30日	2020年9月1日
	甲種類株式	利益剰余金	0	4,800	2020年6月30日	2020年9月1日

(注) 1 2020年3月25日定時株主総会の配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金2百万円が含まれます。

2 2020年8月6日取締役会の配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金1百万円が含まれます。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連結損益計算書計上額 (注2)
	日本	アジア・オセアニア	ユーラシア(欧洲・NIS諸国)	中東・アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	88,376	166,358	52,359	274,595	11,108	592,798	—	592,798
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	4,451	—	—	—	4,451	△4,451	—
計	88,376	170,810	52,359	274,595	11,108	597,250	△4,451	592,798
セグメント利益又は損失(△)	16,472	39,816	3,169	144,169	△2,008	201,619	△10,321	191,298

(注) 1 セグメント利益の調整額△10,321百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

油価の下落等に基づく事業環境の悪化により、以下の通り減損損失を計上しました。

「アジア・オセアニア」セグメント・・・プレリュードFLNGプロジェクト130,029百万円、バユ・ウンダンガス・コンデンセート田8,948百万円

「米州」セグメント・・・米国シェールオイルプロジェクト33,484百万円、ルシウス油田18,833百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△85円90銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△125,427
普通株主に帰属しない金額(百万円)	△0
(うち甲種類株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△))	(△0)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△125,427
普通株式の期中平均株式数(株)	1,460,203,487

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当社株式数は、1株当たり四半期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当第3四半期連結累計期間153,613株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2020年8月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額…………… 17,524百万円

(ロ) 1株当たりの金額…………… 12円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2020年9月1日

(注) 1 2020年6月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に
対し、支払いを行います。

2 甲種類株式（非上場）につきましては、株式分割を実施致しておりません。これに伴い、
甲種類株式の配当については、当該分割前の普通株式と同等になるよう、定款で定めて
おります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月9日

国際石油開発帝石株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 杉 裕 亮	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 聰	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 剛	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の2020年1月1日から2020年12月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月9日

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 隆之

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 上田隆之は、当社の第15期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

